

FASB の動向 (2012年5月～2012年7月)

みやばやし あきひろ
専門研究員 宮林 明弘

FAF、非公開企業の基準設定プロセス改善のための新しい評議会を設立 (2012年5月)

2012年5月23日、米国財務会計基準審議会 (FASB) の母体組織である米国財務会計財団 (FAF) の評議員会は、非公開企業の会計基準設定プロセスを改善するための新組織、非公開企業評議会 (PCC) を設立したことを発表し、また、5月30日にはPCC設立に関する最終報告書を公表した。

PCCは主に次の2つの役割を持つことになる。

- 非公開企業の財務諸表の利用者のニーズに対処するために、既存の米国会計基準への例外ないし修正が必要か否かを決定する。
- FASBの進行中のテクニカル・アジェンダについて、非公開企業についての適切な取扱いをFASBに対して助言する。

前者の米国会計基準への例外ないし修正がどのような場合に正当化されるのかを決定するための規準について、今後、FASBとPCCが共同で作業を行い、相互に合意していくことになる。PCCは、当該規準を使用して、米国会計基準への例外ないし修正の提案の開発・審議を行い、メンバーの3分の2以上で提案を議決する。FASBのボード・メンバーの過半数の同意で当該提案は承認 (エンドース) され、コメン

ト募集のために公開される。コメント期限終了後にPCCにより再審議及び議決がなされ、FASBにより最終承認されると、当該例外ないし修正は米国会計基準に組み込まれる。

後者については、PCCは、FASBで進行中のテクニカル・アジェンダの非公開企業への影響についてFASBに対して提言する助言機関として機能する。PCCは、FASBの審議期間中に提言を行うために、FASBと密接に連携して活発に作業を行い、PCCでの議決を経て提言が行われる。

PCCのメンバーは、議長を含めて9人から12人の非公開企業の経験豊富な利用者、作成者、及び実務家などから構成される予定であり、FAFの評議員会より指名を受ける。任期は3年間であり、2年間の延長が1回可能である。また、FASBのボード・メンバーから1名がPCCのリエゾンとなる予定であり、PCCの活動の支援と連携のためにFASBのスタッフが割り当てられる予定である。

PCCに関する詳細と最終報告書は、FAFのウェブサイトで閲覧できる。

FASB 議長、コンプライアンス・ウィークの年次会議で講演（2012年6月）

2012年6月4日、FASBのLeslie F. Seidman議長は、ワシントンで開催されたコンプライアンス・ウィークの年次会議の中で、開示の負荷及び会計基準設定に際してのコストと便益の分析などをテーマに講演を行った。

開示の負荷に関しては、多くの利害関係者が財務報告は長すぎると主張する一方で、投資家はさらに情報が必要であると言いつけていると説明した。

FASBは開示要請を場当たりに設定してきてしまったことを認め、充実した開示が求められる分野での開示が少ない一方で、分野によっては非常に細かい開示要求があるとした。また、チェックリスト主義、開示上の重要性の概念の適用の困難性、なども開示の負荷を増大させていると述べた。その上で、Seidman議長は、あと数週間で開示フレームワークのディスカッション・ペーパーが公表されると言及した。当該フレームワークは、FASBが開示要求を設定する際の支援をし、状況に則した必要な開示を報告企業が評価する際の説明をし、ま

た、価値のある情報を強調する方法と利用者が最も必要とする情報を見つけやすくするための方法を模索する、とした。

会計基準設定に際してのコストと便益の分析に関しては、FASBは基準を公表するのは、報告の品質の改善が、情報の作成と利用のコストを正当化すると予想される場合である、と説明した。また、Seidman議長は昨今、次のような主張があることを紹介した。それは、会計基準が広く経済に与える影響もコストと便益の分析に加味すべであり、会計基準により特定の企業ないし業種が損害を被ることは公益のためにならない、との主張である。Seidman議長はその主張に懸念を示し、新しい会計基準は企業が財政状態を報告する方法を変更することはあるが、基準はその基礎となる状況そのものを創出したり変更したりするものではない、と説明した。

本講演内容の全文は、FASBのウェブサイトで閲覧できる。

FASBとIASBがリース会計のアプローチについて合意（2012年6月）

2012年6月13日、FASBと国際会計基準審議会（IASB）は、リース会計の共同改訂プロジェクトにおいて、リース費用の会計処理のアプローチについて、両審議会で合意に至ったことを公表した。

両審議会は、現行のリース会計基準では、リース債務の多くが貸借対照表に計上されておらず、必ずしもすべてのリース取引の経済実態を表してはいないという広範な懸念に対処するため、当該プロジェクトを進めている。両審議

会は、リース債務の貸借対照表への計上は既に合意していたものの、損益計算書上の分類と費用化のパターンについては継続して議論を行ってきた。6月13日の会議で達した合意では、一部のリース契約には2010年の公開草案で提案されたものと類似のアプローチが適用され、他のリース契約では定額のリース費用の結果となるアプローチが適用されることになった。

本年の第4四半期に共同の公開草案の公表が予定されている。

FASB、流動性リスク及び金利リスクの開示に関する会計基準更新書（ASU）案を公表（2012年6月）

2012年6月27日、FASBは、ASU案（公開草案）「金融商品（Topic 825）：流動性リスク及び金利リスクの開示」を公表した。

本ASU案は、金融商品に関連するリスクに対する企業のエクスポージャーの開示方法に対する関係者の懸念に対処することが意図されている。特に今回のASU案では、昨今の金融危機を背景に、流動性リスクと金利リスクに関する新たな開示が提案されている。なお、信用リスクに関する開示の強化については2010年公表のASU¹にて対処されている。

流動性リスクの開示については、報告企業が金融負債の決済に際して直面する困難性に関するリスクの情報を提供するため、主に次のような開示が提案されている。なお、流動性リスクの開示はすべての企業に要求されるが、要求内容は、金融機関か否かで異なる。

- 金融機関は、金融資産と金融負債の種類別の帳簿価額を、予想満期別に表形式にて開示する（ローン・コミットメントや信用状などのオフバランス項目を含む）。
- 預金を取り扱う金融機関は、定期預金負債の情報も開示する。当該開示には、直近4四半期の資金調達コストの情報を含む。
- 金融機関ではない企業は、債務に関する予想キャッシュ・フローを、予想満期別に表形式にて開示する。当該開示は金融資産については要求されない。
- すべての企業は、拘束性のない現金、流動性の高い資産、利用可能な借入枠を含む利用可能な流動性資金を、表形式にて開示する。
- すべての企業は、企業がさらされている流動性リスクに関する追加的説明を定量的ないし

定性的に開示する。これには、上述の表における金額と時期の報告期間中の重大な変更と、当該変更の報告企業による管理方法についての議論を含める。

金利リスクの開示については、市場金利の変動により金融資産と金融負債がさらされているリスクの情報を提供するため、主に次のような開示が提案されている。なお、当該開示は、金融機関にのみ要求される。

- 金融商品の契約上の金利更改期間別に、金融資産及び金融負債の種類ごとの帳簿価額を開示する。
- 金利カーブの変化を仮定した場合の当期純利益と株主資本への影響を示す、金利の感応度分析表を開示する。
- 企業がさらされている金利リスクに関する説明を定量的にないし定性的に開示する。これには、上述の表における金額と時期の報告期間中の重大な変更と、当該変更の報告企業による管理方法についての議論を含める。

本ASUの提案内容の適用日は未決定であるが、関係者からのコメントを検討した後に決定される予定である。コメント期限は2012年9月25日とされている。

なお、本ASUの詳細は、FASBのウェブサイトでご覧できる。

1 ASU第2010-20号「金融債権の信用の質及び貸倒引当金に関する開示」

FASB、清算基準の会計に関する ASU 案を公表（2012 年 7 月）

2012 年 7 月 2 日、FASB は、ASU 案（公開草案）「財務諸表の表示（Topic 205）：清算基準の会計」を公表した。

本 ASU 案は、企業が清算の会計処理の基準をいつ、どのように適用すべきかについて明確にしている。

現行の米国会計基準では、清算の会計処理に関してわずかなガイダンスしか提供していないため、当該会計処理の基準をいつ、どのように適用すべきかについて、実務の多様性があった。そのような多様性に対処し、首尾一貫性や比較可能性を改善するため本 ASU 案が公表された。

本 ASU 案では、企業が清算の会計処理の基準をいつ適用すべきかについて、次のガイダンスを提供し、明確化することを提案している。

- 企業は、清算が目前に迫った（imminent）ときに清算の会計処理の基準を適用する。
- 清算が目前に迫ったとみなされるのは、次のいずれかの場合である。
 - ▶ 清算の計画が権限のある者によって承認され有効となり、その計画が他の当事者によって阻止される可能性がほとんどなくなった場合
 - ▶ 清算の計画が、強制的な倒産のような外的な要因により課されており、清算から事後的に回復する可能性がほとんどなくなった

場合

本 ASU 案ではさらに、企業が清算の会計処理の基準をどのように適用するかについて、次のガイダンスの提供を提案している。

- 企業は、その資産及び負債を、清算の過程で回収が見込まれる現金その他の対価、又は、支払いが見込まれる現金その他の対価の金額によって測定し、表示する。
- 企業は、予想される清算期間中に発生が見込まれるコストと稼得が見込まれる収益を見越し計上をし、別個に表示する。これには、上記の資産及び負債の決済に伴う費用も含める。

上記のほか、本 ASU 案では、「清算」という用語の明瞭かつ首尾一貫した定義付けや、清算基準の会計を適用した場合の開示の強化を提案している。

本 ASU 案の提案内容の適用日は FASB がフィードバックを受領し、変更を考察した後に決定されるが、適用期間の開始日から有効となり、また、清算が目前に迫ったと判断される日から将来に向かって適用されることが想定されている。

コメント期限は 2012 年 10 月 1 日とされている。

なお、本 ASU 案の詳細は、FASB のウェブサイトでご覧できる。

FASB、開示フレームワークに関する意見募集のためのディスカッション・ペーパーを公表（2012 年 7 月）

2012 年 7 月 12 日、FASB は、財務諸表への注記の有効性を改善する方法についての意見を募集するために、ディスカッション・ペーパー「開示フレームワーク」を公表した。

本ディスカッション・ペーパーは、次の事項を意図して公表された。その意図とは、報告企業の財務諸表の利用者にとって最も重要な情報を、有用な情報を削減することなく明確に識別

して伝達をし、もって財務諸表の開示の有効性の改善することである。FASBは、開示フレームワークは、既存の開示要求への具体的な変更をする前の重要な第一歩であると考えている。

本ディスカッション・ペーパーは、7つの章から構成され、主に以下の事項を扱っている。

- 関連性のある情報、かつ、そのような情報のみを取り扱うような開示要求を定める際に、FASBを支援する意思決定プロセス
- 各報告企業が、当該企業の特定の状況に対して関連性のある情報に集中して適用することができるような柔軟な開示要求

- どの開示が報告企業の特定の状況に照らして関連性があるかを、当該企業が決定する際の支援となるような判断フレームワーク

- 利用者がより容易に情報を見つけ出し、理解できるようにするための構成と書式の技術

- 期中財務諸表の開示要求に関する議論

コメント期限は2012年11月16日とされている。

本ディスカッション・ペーパーの詳細は、FASBのウェブサイトで見ることができる（なお、本誌40頁参照）。

SEC、スタッフの最終報告書を公表（2012年7月）

2012年7月13日、米国証券取引委員会（SEC）は、「米国の発行企業の財務報告制度への国際財務報告基準の組み込みに関する検討のためのワーク・プラン」（2010年2月公表）の一貫として、スタッフの最終報告書を公表した。

当該最終報告書においてSECスタッフは、

ワーク・プランにおける6つの領域について、米国内の発行者の財務報告制度に国際財務報告基準（IFRS）を組み込む場合の潜在的影響に関して知り得たことを要約している。

当該報告書の全文は、SECのウェブサイトで見ることができる（なお、本誌33頁参照）。

FASB 議長、AICPA の National Advanced Accounting and Auditing Technical Symposium で講演（2012年7月）

2012年7月20日、FASBのLeslie F. Seidman議長は、米国公認会計士協会（AICPA）主催の米国先進会計・監査技術シンポジウム（NAATS）の中で、開示フレームワーク、及び非公開企業の財務報告上の論点を評価するためのフレームワークなどをテーマに講演を行い、また、SECスタッフによる最終報告書や最近のIASBとの共同プロジェクトの状況についても触れた。

開示フレームワークについては、これを公表した背景、及びコメントを募集中である旨などが説明された。

非公開企業の財務報告の公表を評価するためのフレームワークについては、PCCの非公開企業の基準設定プロセスを支援するためのものとして、現在開発中であるなどと説明した。

本講演内容の全文は、FASBのウェブサイトで見ることができる。

FASB、ASU 第 2012-1 号を公表 (2012 年 7 月)

2012 年 7 月 24 日、FASB は、ASU 第 2012-1 号「ヘルスケア企業 (Topic 954)：終身介護退職者コミュニティ—払い戻し可能な前渡手数料」を公表した。

本 ASU は、終身介護退職者コミュニティ (CCRC) が居住者から払い戻し可能な前渡金を受領する場合に、当該金額を繰延収益に分類するか、負債として報告するかを明確化している。

CCRC と居住者との間の契約において、次の居住者が入る場合に一部又は全部の払い戻しが可能となっている前渡金について、その払い戻しが次の居住者からの入金額に限定されている

場合には、当該前渡金を繰延収益に分類し、払い戻しが次の居住者からの入金額に限定されていない場合には、負債として報告することを要求している。

本 ASU は、公開企業については、2012 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から、非公開企業については、2013 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される。遡及適用が求められており、累積的影響額の調整は開示される最も古い期間の期首剰余金に対して行われる。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

FASB、ASU 第 2012-2 号を公表 (2012 年 7 月)

2012 年 7 月 27 日、FASB は、ASU 第 2012-2 号「無形資産—のれん及びその他 (Topic 350)：耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト」を公表した。本 ASU により、のれん以外の耐用年数を確定できない無形資産 (例えば、商標やライセンスなど) の減損テストが簡素化される。

2011 年 9 月、FASB は、ASU 第 2011-08 号「無形資産—のれん及びその他 (Topic 350)：のれんの減損テスト」を公表し、のれんの減損テストについて、定性的な評価を導入し、従前の 2 段階の減損テストの繰り返し発生するコスト負担の懸念に対処した。ところが、このアウトリーチの過程で、多くの利害関係者から、のれん以外の耐用年数を確定できない無形資産の減損テストについても同様の懸念があることが示された。

本 ASU は、この懸念に対処するため、のれ

ん以外の耐用年数を確定できない無形資産の減損テストの実施に際して、企業に、定量的な評価の前に、定性的な要因に基づく評価の選択肢を認めることとしている。この場合、定性的な評価により、資産の公正価値がその帳簿価額を下回っている可能性がそうでない可能性よりも高い (つまり、資産の公正価値がその帳簿価格を下回っている可能性が 50% より大きい) と判断されない限り、その後のテストの実施は不要となり、当該無形資産の公正価値の算定も求められないことになる。

本 ASU は、2012 年 9 月 15 日より後に開始する事業年度に実施される年次及び四半期ごとの減損テストから適用され、早期適用も認められる。

本 ASU の詳細は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

FASB のスタッフ、非公開企業の意思決定フレームワークに関する意見募集のためのディスカッション・ペーパーを公表（2012年7月）

2012年7月31日、FASBのスタッフは、ディスカッション・ペーパー「非公開企業の意思決定フレームワーク：非公開企業の財務会計及び報告に関する指針を評価するためのフレームワーク」を公表して、意見募集を開始した。本ディスカッション・ペーパーは、FASBのスタッフがFASBのボード・メンバーと協議をした上で、スタッフ・ペーパーとして公表したものである。

本ディスカッション・ペーパーは、非公開企業のために米国会計基準を修正する決定をするためのアプローチの概要を示している。そこには、米国会計基準を使用する非公開企業への財務報告要求を修正することが適切か否か、また、どのような状況において修正することが適切なのか、について決定するための規準についての、FASBのスタッフの当初の提案が含まれている。当該意思決定フレームワークは、FASBと、新しく設立されたPCCが、非公開企業の財務諸表利用者に特有のニーズの識別と、非公開企業の財務諸表作成の複雑性とコスト削減の機会を識別する上で役立つ。

本ディスカッション・ペーパーの中で、非公開企業の財務報告を考慮する際に、公開企業と

の違いを生じさせる重要な要素が識別されている。それは以下の6点である。

- 財務諸表利用者の種類とその数
- 経営者へのアクセス
- 投資戦略
- 所有及び資本構造
- 会計のリソース
- 新しい財務報告指針の学習

また、公開企業と非公開企業の財務会計及び報告に関する指針が違うものになる可能性がある5つの分野についても記述されている。それらの分野は以下のとおりである。

- 認識と測定
- 開示
- 表示
- 発効日
- 移行方法

コメント募集期間は2012年10月31日までである。なお、当該意思決定フレームワークは、導入に当たり、FASBとPCCの承認が必要となる。

本ディスカッション・ペーパーの詳細は、FASBのウェブサイトでご覧できる。